

札幌市子どもの権利委員会

第10回委員会

会 議 録

日 時 : 平成22年9月28日(火) 16時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、定刻を3分ほど過ぎましたけれども、定足数に達しておりますので、ただいまから、第10回目の子どもの権利委員会を行いたいと思います。

まず、事務局の方から何かあればお願いしたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） お忙しいところ、集まりいただきまして、ありがとうございます。

子どもの権利推進課の野島でございます。

本日の欠席者でございますが、井戸委員、小栗委員、中出委員、山本委員、高向委員、船木委員の6名から欠席ということで連絡を受けております。

本日の資料でございますが、資料3として答申案、資料4として修正箇所一覧、資料5として答申の概要版の案をお渡ししております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、委員会を進めさせていただきます。

本日の議題でありますけれども、前回に引き続きまして、答申案についてでございます。

また、本日の終了時刻は18時30分としております。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

この委員会では、前回、答申案全体を通して意見交換を行い、皆様方からさまざまな意見が出されました。

事務局では、それをもとにいたしまして、答申案の修正を行って来ておりますので、本日はそこを中心に見ていくことにしたいと思います。

まず、事務局の方から主な修正点について説明をいただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私から説明させていただきます。

資料4に沿って説明させていただきたいと思います。

なお、委員の皆様は事前にお送りいたしております資料に一部修正がございまして、別紙で送付資料からの修正点についてというA4判1枚の資料をご用意しておりますので、ご確認いただければと思います。

それではまず、資料4の1枚目の一番左側の欄が答申書の項目となっておりますので、それに沿って説明させていただきます。

まず、「はじめに」につきましましては、子どもの権利委員会での審議の経過等について委員長に相談させていただきましてまとめたものを掲載させていただきました。

続いて、Ⅱの「現状と課題」でございますけれども、13ページの子どもの居場所の充実の2段落目につきまして、前回の委員会で子どもの居場所に関する課題について、いじめや不登校だけではないのではないかというご議論がございましたので、それを踏まえま

して、遊び場の減少、地域の人間関係の希薄さ、そういったものについて加えさせていた
だきました。

続いて、Ⅲの「基本理念及び基本目標」でございます。

ここには出てきておりませんが、前回、「自立性」という文言についてご指摘がありま
して、それについて改めて調べさせていただきました。この条例にはないのですけれども、
自治基本条例の方では、団体が行う市民まちづくり活動に対してその自主性と自立性を尊
重しつつという表現を用いており、単語そのものは問題ないのではないかということで、
ここでは変更しておりません。

次に、15ページの基本目標の冒頭部分の表現でございますけれども、前回の会議で意
見表明や参加についてもう少し打ち出してもよいのではないかというご意見をいただきま
したので、それを踏まえまして、「意見表明や参加などの経験を通して」という文言を追
加させていただいております。

続きまして、Ⅳの「基本施策」の基本目標1でございます。

まず、17ページの子どもが意見表明しやすい雰囲気づくりの2段落目の「意識づくり」
という表現につきまして、表題に合わせて「雰囲気づくり」に修正させていただきました。

また、18ページの子ども運営委員会の設置などによる施設の運営への子どもの参加の
推進の3段落目の表現ですが、生徒会サミットに関してはPTAが実施しておりますので、
その表現を加え、それに伴う表現の調整をさせていただきました。

また、19ページの地域主体の取組における企画・運営への子どもの参加の支援の2段
落目でございますが、従来から地域で行っている活動に子どもが参加することで充実させ
るといった視点を加えさせていただきました。

それから、基本目標1の最後、19ページの3段落目でございますが、学校と地域との
連携に関する記述について、行政や家庭も含めてそれぞれがみずからの役割を認識しなが
ら子どもの参加に取り組んでいくという趣旨の内容を加えております。

続きまして、基本目標2、21ページ以降でございます。

子どもが安心して過ごすための居場所づくりについてですが、先ほどの「現状と課題」
においても人間関係の希薄さについて記載をしましたことと関連し、居場所としては、空
間としての場所だけではなく、人の部分が大切であることの記載を手厚くしているところ
です。

また、21ページ、22ページにかけまして、子どもが安心して過ごすことができる学
校・施設づくりについてでございますが、他の項目とのバランスを考え、具体的な文言な
どをもう少し盛り込んだ方がいいというご意見、さらに、不登校の子どもにとってフリー
スクールの意義も重要であり、そのことについて盛り込むべきではないかとの意見が出さ
れました。それらを踏まえ、いじめへの対応やスクールカウンセラーに関する事項、さら
にはフリースクールとの連携、学校以外の施設に関する環境づくりについて盛り込んだと
ころでございます。

また、22ページの子どもが安全に安心して過ごすための地域づくりにつきましても、他の項目とのバランスを考慮しまして、地域づくりの意義を加えたほか、子どもを見守る活動を支援するなどの記述を、「安心して遊ぶことができるための活動など、地域住民が関心を持って子どもとかかわる取組」としまして、取り組みの広がりが見える表現とさせていただきます。

続きまして、基本目標3でございます。

まず、26ページの育児不安を抱える保護者への支援という取り組みの視点についてでございますが、他の項目とのバランスも考慮いたしまして、冒頭に現状を記載させていただきました。また、保護者が子どもを安心して育てることができるよう、「育児等に関する正しい知識の普及」というくだりにつきましては、「正しい」が保護者を追い詰める表現になるのではないかとのご意見がありましたので、削除させていただきました。

最後に、基本目標4についてでございます。

27ページのメディアなどを活用した広報・普及活動に充実につきましては、前回、例えばキャッチフレーズを子どもと一緒に考えてはどうかといったご意見もいただいておりますので、それらを考えますと、広報に関する子どもの参加についても記述してよいのではないかと考え、表題及び内容にその趣旨を盛り込んだものでございます。

以上が前回からの変更点でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、順次、意見交換に移っていきたいと思います。

その際でありますけれども、これからの進め方は、資料4の修正箇所一覧をもとにしまして、章または基本目標ごとに確認することにしていきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、そうさせていただきます。

修正箇所一覧を見ていただきたいと思います。

「はじめに」は後にいたしまして、Ⅱの「現状と課題」、2ページから14ページまでの部分について、修正した点についてはいかがでしょうか。

特に問題はないでしょうか。

A委員、よろしいでしょうか。

○A委員 はい。

○委員長 ほかの皆さんもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、Ⅲの「基本理念及び基本目標」に移らせていただきたいと思います。

これは15ページから16ページに出てくるものでありますけれども、これに関して修正後の案はいかがでしょうか。

このあたりのことについては、たしか、副委員長がおっしゃっていたのではないかと

いますけれども、よろしいでしょうか。

○副委員長 はい。

○委員長 では、Ⅲの「基本理念及び基本目標」についてはこれで問題ないということでよろしいですね。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 では、次に移らせていただきます。

次は、Ⅳの「基本施策」の部分であります。

まず、基本目標1です。これは17ページから20ページにかけて出てくるものでありますけれども、基本目標1につきましては、きょうは事務局の方から修正点がもう一つ出されたということに注意をしながら見ていきたいと思えます。

この部分に関しまして、何かご意見等はございますでしょうか。

この部分に関しては、前回、さまざまな委員の方からご意見が出されたと思えますけれども、そのご意見にぴったり合った表現となっているかどうかを確認していただければと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 副委員長、よろしいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 よろしければ、次に進ませていただきたいと思えます。

次は、21ページから23ページに出てまいります基本目標2に関してであります。

2の部分に関しては、A委員がいろいろと話をしてくださったと思うのですが、A委員、これでよろしいでしょうか。

○A委員 前回の委員会の中で出した意見については反映されていると思えます。

○委員長 これは、前回の中で意見が出された部分についてここで確認をしております。

では、この基本目標2についてもこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、次の基本目標3に移りたいと思えます。

基本目標3について、特に問題はないでしょうか。

よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、最後になりますけれども、基本目標4に移りたいと思えます。

これはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、修正箇所につきましてはこれで一通り確認をさせていただきましたので、この点の確認は終了したいと思います。

あとは、全体を通しまして何かあれば出していただきたいと思います。

前回は気がつかなかったけれども、この点はこうしたらどうかというような意見も含めて、ここを出していただければと思います。

自由に出してください。

○A委員 最後の29ページの「V 計画の推進に当たって」の件ですが、前回の委員会で私が評価に関してどうされるのですかという質問をしたところ、これについてはペンディングであるという答えをいただきました。ただ、「計画の推進に当たって」がこの6行だけだと、本当に実効性のある計画になるのかなというところが気になっております。例えば、さきにいただきました川崎市や多治見市の基本計画ですと、「計画の推進に当たって」というところに至るまでの間でも、こういう計画に関してはどここの課が担当するというような具体的な方針も出ている基本計画になっております。そして、それに対する推進体制として自己評価をしたり、権利委員会による施策の検証と評価の実施や、計画の見直しも何年ごとに行うなど具体的なことが書いてありますので、札幌市ではこのような計画をもうちょっと具体的にできるための用意をこの基本計画の中に盛り込まないのでしょうかというところを事務局の方に伺いたいと思います。

○委員長 その点はいかがでしょう。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 現段階ではまだ答申ですので、方向性をそれぞれの基本目標ごとにお示しいただくという部分で、今度はこの答申を受けて具体的に計画をつくる中では、前回出した指標がそのまま載るかどうかは結論が出ていないのですけれども、少なくとも計画をつくる以上はある程度の進行管理が必要ですので、今、委員の方から提言がありました関連する課などについては間違いなく載せることになりまして、逆に言えば、その課でこういう事業をやりますというような、それを例えばいついつまでにやります、今やりますというような形の取り組みになると思います。

今年度計画として適用になりました子ども未来プランも、今年度から基本的に5年計画ということでプランをつくっていますけれども、その中でも22年はこうですが、26年はこうなりますという部分もありますので、それを参考に計画の方では反映させていただきたいと思っております。この答申のレベルで、こういうことが大切でこういうことが必要だというところで方向性を一たん示していただければ、それをもとにうちの方でこれをするにはどこまでやっていったらいいとか、それぞれの自治体でも今はどの計画でも指標をつくるのですけれども、これという指標をなかなか設定しづらい部分もありまして、そういったところもまた皆さんに前回と同じように提案させていただいて、ご議論いただければと思っております。

○委員長 今の説明を聞いて、いかがでしょう。

○A委員 答申の後で具体的な計画があるということを知りましたので、了解しました。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○B委員 今ごろ気がついたのですけれども、21ページの取組の視点の二つ目、子どもが安心して過ごせることのできる学校・施設づくりの下の方に、「いじめの早期発見・早期対応」と書いてあります。ここに書いてあるのは筋としてはわかるのですけれども、未然防止ですね。実際に学校の視点としては起こってからへの対処も大事ですけれども、起こらないような子どもの関係づくり、あるいは子どもの活動なども、今、学校の中では必死になって考えていますので、未然防止という言葉がどこかに入った方がいいかなという気がして見ておりました。

○委員長 入れるとしたらどの辺がよろしいでしょうか。

○B委員 スクールカウンセラーが入ったのもそうでしょうけれども、ピア・サポートの説明が後にあるので、「相談しやすい環境づくりや未然防止などに取り組んでいます」だったら変ですか。ちょっと今は深く考えていないのですけれども、どこかに未然防止という言葉が入ってもいいかなと思います。実際に学校でやっているものですからね。

○委員長 それでは、今のB委員の意見について皆さん方はいかがでしょうか。

未然防止という言葉ですが、これはすごく大事なことではないか、そういう意味でこの中に入れた方がいいだろうということです。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 特に異論がなければ、入れさせていただきたいと思います。

どういうところに入れるかについては、事務局に工夫していただくということでよろしいですか。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) 今ご指摘のありました21ページの安心して過ごすことができるというところの表現と、基本目標3にそもそも権利侵害を起こさない環境づくりのところも恐らく重なるところがあると思いますので、両方で工夫して入れるような形で考えてみます。

○委員長 ということで、未然防止という言葉がこの中に加えることにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 場合によっては、また後で気がつくことがあるかもしれませんので、そのときには出していただくことにしたいと思います。

それでは、答申については一通り確認を終えましたので、最後に「はじめに」の部分について扱いたいと思います。

「はじめに」の部分では、この委員会での議論の過程と同時に委員会としての思いを述べてみました。皆さん方には、これでよろしいかどうか確認をしていただきたいと思います。変えた方がいいということがありましたら、出していただければと思います。

やはり、ここは皆さんの思いを書く部分でありますので、必ずしもこれに思いが出ていないなということもあるのではないかと思います。そういったところを遠慮なく出していただきたいと思います。

どうぞ。

○C委員 下から2段目の下から2行目の右側で、「あるべき社会」というふうに委員長にシンプルにまとめていただきました。ここは、あえて長々と書くのではなくてシンプルにお書きになったと思うのですが、もうちょっと具体的に私たちの思いを、ちょっと説明調になっても出せるのであれば出すということも一つあると思ったのです。もし同じようにお考えになった委員がおられたら、意見を伺いたいと思います。

○委員長 今、C委員から、「はじめに」の下から2段目の下から2行目に「あるべき社会」という言葉に関して、もう少し具体的にいろいろなことを示してもいいのではないかとのご意見だったと思います。その方が、この委員会全体のこれまでの話し合いの雰囲気より伝えることになるのではないかといいと思いますけれども、いかがでしょうか。

例えば、C委員であればここにどういう表現が入ったらいいと思われるでしょうか。

○C委員 今までの議論というか、この答申案の中に使われている文言からがいいと思っています。例えば、「子どもにやさしいまち」という文言を答申案の中で使っておりますので、「子どもにやさしい社会」というのも一つあるかなと思っています。

それから、この条例名にもなっている「子どもの最善の利益」ということがあります。特に基本目標には登場させてこなかったものですが、子どもの権利条約の一般原則の一つでもありますので、例えば、我々が目指すあるべき姿というのは子どもの最善の利益の実現を目指す社会であるということを出すという手もあると思っています。

○委員長 それをどういう言葉であらわしたらいいでしょうか。

すごくぴったり合う言葉があるといいのですが、どうでしょうか。

そういう点でぴったり合う言葉をずっと使うことができるのはD委員ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○D委員 今はちょっと言葉が思い浮かばないので、もう少しお時間をいただきたいと思います。申しわけありません。

○委員長 それでは、そのあたりはペンディングにしておいて、「はじめに」の部分でさらに何かありましたら出していただければと思います。

どうぞ。

○A委員 一番最後の一文ですが、主語がないと思ったのです。日本語だからこんなかとも思ったのですが、ここは決意表明ですので、権利委員会はこれを期待する、そして、行政が市民とともに全力を尽くしてほしいというふうに主語を入れるのはどうでしょうか。

○委員長 今、A委員から、この部分にはしっかり主語を入れた方がいいということで、例えば「我々は」などですね。「この委員会は」というとちょっとかたくなるかもしれま

せんね。そういう主語を入れたらどうかという意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。

○C委員 関連して、よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○C委員 同じ最後の段落で、今、A委員がおっしゃったのは、「期待します」の主語という話だと思うのですけれども、その前までの部分で、だれが目指していくことを委員会は期待しますとか、私たちは期待しますということだと思うのです。目指していくのはだれかというのもないような気がしているのですが、いかがでしょうか。

○D委員 これは答申案なので、行政におっしゃっているのだと思います。事業計画も推進計画も、行政が市民とともに全力を挙げて目指して行ってください、それを期待しますということですね。今も決意表明とおっしゃっていましたが、決意表明をどうするかという話を入れるか入れないかということになるかと思いますが。この文はこの文で、答申案として行政に対してこういうことを我々は期待しますということで、目的としては完結していると思います。ただ、もうちょっと踏み込んで、我々もしくは市民全体の決意表明ということをお願いできるかどうかということかと思いますが。

○委員長 副委員長、何かありませんでしょうか。

○副委員長 この最後の2行は、「札幌市子どもの権利委員会は」では本当にかたくなりますから、「我々は」になるのかもしれませんが、札幌市が「推進計画を策定し」という形で、何も言わなくてもそれが入っているのです。それをさらに強めてやるかどうかということだと思うのですが、どうでしょうか。それを言わずもがなで出ているものをさらに出した方がいいのか。この文章だけでも非常に伝わってきますね。それは委員長のお人柄だと思うのですが、そのお人柄が出ている委員長の思いを壊すような雰囲気もあるので、私はこれでいいかなという感じがします。気持ちとしては、このままで行った方がいいかなと思います。

「あるべき社会」のところについては、なかなか難しいですね。それをどこまで細かく入れ切れるか。何なのかというところから入らなければいけないので、そこをさらに詰めるかどうか。子どもの最善の利益を守る社会と言われて、最善の利益は何だと言われると、読まれる方がすっと落ちるのかどうか。最善の利益と入れたいところですが、それを入れてしまって、最善の利益は何かということで、そのところをさらに説明するかどうか、なかなか難しいですね。そういう難しさがあったので、委員長が「あるべき社会の姿」にされたのだらうと思うのですが、どうしたものでしょうか。

○D委員 構成としては、前の段落の「私たちは」というところで決意表明のように、私たちはそのためにいろいろとやってきて四つの目標を掲げたということです。そして、最後は「この答申をもとに」ということで、行政側の諮問に対する答えになって、真ん中は、むしろ市民の皆さんに呼びかけるような形になっていると思うのです。そうすると、副委員長がおっしゃったように、「あるべき社会」を規定してしまうと、少し強制的になるの

で、市民全体に呼びかけることがちょっと難しくなると思います。その意味では、子どもが伸び伸びと育っていけるような「あるべき社会」をみんなとともに考えてほしいという呼びかけなのだと私は読みましたので、規定しない方がいいかなという感じがします。

では、「あるべき社会の姿」を市民一人一人が考え、それに向かってという感じで入れ込む手もあるけれども、そうなる文章がくどくなりますね。

○委員長 割とこのままでいいのではないかという意見が出てきているのですけれども、いかがでしょうか。

私の人柄だけではだめでありまして、みんなの人柄がきちんと反映されるような文章でなくてはいけないですね。

どうぞ。

○E委員 僕は、最初からこのままでいいなと思っていて、あえて「我々」とか「行政が」という言葉はない方がいいと思います。例えば、行政が市民とともに何かをつくるという社会ではないと思うのです。我々一人一人がそこに向かって進んでいくものであって、あえて「行政」という言葉をつけることについては抵抗感があるし、この文脈ですときて、「委員会が」とか「我々が」というのはもうこれ以上落とし込まなくても十分伝わってくると思いますので、このままでいいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

このままの文章でいいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○B委員 違うところですけども、最後の方で「学校・施設」となっているのです。「家庭、学校・施設」となっています。意味合いとすれば、学校以外の児童会館なども含めてということだと思いますけれども、中黒点で結んでしまうのが正解なのかどうか。

○E委員 いろいろな施設がありますからね。

○B委員 ですから、ちょっと機能的に違うような感じがしますので、中黒点で結ばない方が私はいいと思います。

○委員長 そうですね。

では、今、B委員が出された部分だけは修正させていただきまして、それ以外はこの文章をそのまま生かすということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、「はじめに」の部分も終わりましたので、以上で答申の確認作業はすべて終了いたしました。

この後の最終チェックといえますか、最終の精査につきましては事務局の方をお願いしたいと思います。

というところまで来ましたけれども、やはり何か抜けていたということがありましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、確認作業はこれですべて終わらせていただきます。

3. その他

○委員長 さて、昨年11月にこの委員会が発足して以来、ほぼ10カ月にならんとしております。皆様方には、お忙しい中、委員会の予定ということで言いますと少し回数が多めであったわけでありませうけれども、推進計画づくりにつきまして、活発な意見をいただきながら、これで終わることになるわけです。

どうもありがとうございました。

もちろん、委員会としての活動はこれからも引き続いていくわけですが、計画づくりに関してのこの委員会の作業はこれで一つの区切りになります。

なお、この答申につきましては、前回、既に事務局の方から話がありましたように、後日、改めて上田市長にお渡しする予定となっております。

そこで、事務局の方から手交式につきまして説明をいただければと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、簡単にご説明申し上げたいと思います。

前回の終わりごろに、10月18日の午後1時半から市長にこの答申書をお渡しいただくということでお話しさせていただきました。新聞等でも市長に渡すようなニュース記事がよく出ております。基本的には委員長から渡していただきますけれども、せっかくの機会ですので、都合のよい、出席できる委員の方にもぜひご出席いただきたいと思います。先ほど委員長の方からこの答申をつくった思いみたいな話も出ていましたけれども、1人何分という時間はないかもしれませんが、市長ともお話しできるような時間も設けたいと考えております。

また後日いろいろ調整させていただきたいと思いますが、10月18日の1時半から、今お集まりの委員の皆様の中で出席可能だという方は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。もし可能だという方は挙手をお願いしたいと思います。

また改めてご連絡させていただきますが、今回、市長の日程と委員長の日程と、基本的にこの答申書を一たん正式に受理していただいて次の計画の段階に進むという関係で、本当は皆さん全員が集まる日に設定すればいいのかもしれませんが、事務作業の関係で、まずは一たんお渡しできる日を調整させていただいたところですので、その点をご理解いただければと思います。

この手交式の関係については、後日、改めて事務局の方からお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、この答申につきましては、少し先になりますけれども、10月18日、月曜日の午後1時半からということで、できれば皆様方にも参加してもらいたいと思っています。場合によっては私が突然病気になるかもしれませんが、そうしたときには

私のかわりを務めていただく方がどうしても必要になりますので、何人かは必ず出ていただくということを強く望みつつ、その日を待ちたいと思います。当日になりましたら、私が元気である限りはしっかり市長の前に出て報告をしまいたいと思っております。

最後にもう一つ、皆様方に資料5が配られているかと思えます。これは、答申の概要版の案になりますが、これにつきまして事務局の方から説明していただければと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 引き続き、私から説明させていただきます。

今回、子どもの権利委員会からいただく答申につきましては、市長にお渡しいただいた後に、この答申の内容を最大限尊重しながら速やかに札幌市としての計画の素案づくりを行っていく形になります。それと同時に、この答申の内容につきまして市民の皆様にもお知らせしていくことになります。その際、この答申書そのものは二十数ページのもので、これについては関係の施設等に配布して目に見える形でPRしたいと考えておりますけれども、利便性も考慮して、概要版を作成させていただいて、この答申書とあわせて関係機関の方に配布したいと考えております。

今のところ、内容としては、きょうお配りさせていただいたA3判の1枚折りの概要版ということで、基本的には答申のポイントとなる部分を図表形式で一目で何となくイメージがつかめるようなつくりさせていただいております。1ページ目には、この計画策定の経緯や基本理念、基本目標について簡単に記載させていただきまして、中をめくりまして、見開きの左側には現状と課題、そして計画の体系を、右側には基本施策をそれぞれ記載しまして、その中で取り組みの概要などを答申案の中に書いている表現に沿って掲載しております。また、一番後ろの4ページ目には、今回の子どもの権利委員会発足から答申に至るまでの検討の経過を図示しているところでございます。

これにつきましては、まだ作成の途中でございますので、一たんのイメージということでご理解をいただきたいと思えますけれども、きょう、皆様方からもご意見をいただいて、それも踏まえた上で概要版をつくらうと考えております。

今回、この答申に当たりましては、先ほど18日に市長に手交いただいて、それから速やかに配布することを考えております。また、計画のときにも同じように計画の本書と概要版をつくらなければならないと認識しておりますので、今回はあくまで答申の部分の概要版ということで、今回の答申書の中に書いているものを基本に一たんつくらせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

答申がかなりのボリュームになるということもありまして、概要版でその内容についてお知らせしやすくするということであると思えますけれども、この概要版につきましてはまだ案段階であります。そういうことで、委員の皆様方からこの概要版について感想を出していただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 もし、今気づいたところがないとしても、後でさらにこういうところを直した方がいいのではないかと、こういう工夫があった方がいいのではないかとということがありましたら、事務局の方に連絡していただければと思います。

それでは、概要版につきましては、今後、委員の方から何かご意見等も出されることがあると思いますけれども、そういったものなども参考にしながら事務局の方で完成の作業をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、この委員会の場でも時々出ておりましたけれども、広報活動ですね。さまざまな広報活動あるいは配布方についてもよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、この辺で本日の委員会を終えたいと思ひますけれども、事務局の方から、答申後、市に渡した後の動きなどをお話しいただければと思ひます。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) それでは、私から説明させていただきます。

今回、10月18日に市長に答申をした後、基本的に計画づくりを進めていく形になりますけれども、時期としましては、11月を一つのめどに札幌市としての素案を作成したいと考えております。そして、12月から1月にかけて約1カ月間、市民意見の募集、パブリックコメントを行い、その後、そこでいただいた意見も踏まえて、最終的に何とか年度内に計画を策定する予定でございます。答申という一つの目的に沿った検討はきょうで一たん終了しますが、今後、素案の作成と計画の段階でもこの委員会でその内容についてご議論いただきたいと考えております。

今回は、非常に期間が短い中での作業ですので、先ほどの理念、目標、施策という基本的な部分は答申の内容を尊重して、それを計画の方に落とし込んでいくことになると思うのですが、具体的に何をやるのかという部分は計画の方できちんと定めなければなりませんので、そういったところがこの札幌市としての計画素案の作成の中に盛り込まれることになると思っております。

そういう意味では、ここ2カ月ほど、月2回ほど集まっていたりということがありましたが、今後はそういうことはなく、少し余裕を持って素案の作成なり計画策定のご検討をいただきたいと考えております。

また、今回、答申をまとめるに当たって、学校の方で子どもたちとの意見交換を行わせていただきましたけれども、答申が一たん出まして、今後、計画をつくるということで、またそれぞれに子どもたちと今回の答申の結果や計画の内容などについて改めて説明したり意見交換をする機会を設けたいと考えておりますので、前回も委員の中からそれぞれご出席いただいた方々がいらっしゃいましたけれども、今後も随時ご案内したいと思ひますので、お忙しいとは思ひますが、子どもとの意見交換にご協力いただければと思ひます。

なお、我々としては、特に前回ご出席いただいたところと同じところに行くと、ある意味ではやりとりをキャッチボールのような形でお互いに理解できる場所があると思うのですが、それに限らず、前回は行かなくても、今回はちょっと行ってみたい、行け

るところがあれば、そういうところの子どもたちとの意見交換も歓迎したいと思いますので、細かいことが決まりましたらご連絡させていただきます。

今回、計画づくりということで、答申に向けての検討は一たん終わりますけれども、任期自体は来年の11月までございます。計画という部分では一たんめどがつかいましたが、子どもの権利に関する施策の検証をどういうふうに進めていくかについては、次回か次々回ぐらいになるかもしれませんが、こういう視点で検証していきたいということで皆様方にお諮りして、ご意見をいただいて、それに基づいて検証していきたいと思っております。

ただ、任期のかなりの部分は計画に向けての作業が中心でしたので、どこまで掘り下げた検証ができるかというのは時間的にかなり厳しいかもしれませんが、できる範囲で検証作業もしていきたいと思っておりますし、この子どもの権利条例につきましては、議会の議決のときに、どういうふうはこの条例を施行しているか議会の方に報告するという附帯決議もいただいております。そういう意味では、今回は順序が後先になったのですけれども、来年度は、議会に報告する前にこちらの子どもの権利委員会に、今回で言えば平成22年度はどのような取り組みをしてきたかといった内容の話も、一度、皆様方にご一緒いただくことを考えております。

前段で話した検証は、例えば子どもの参加とか、あるテーマを設けて検証ということも川崎市でいろいろやられているようですので、そういった検証というイメージでお話しさせていただきましたが、それとは別に、単純に行政施策として今やっているものについても皆様方にご意見をいただきたいと思っておりますので、次回あたり、我々の案を皆様方にお示ししてご議論いただければと思っております。

とりあえず、次回、次々回ぐらいまでのイメージはそういうことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から今後のことについての説明がありました。

今の説明を聞きまして、委員の皆様方から何かご質問等がありましたら出していただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 今回の事務局の説明によりますと、我々はやらなくてはならないことがこれからもいっぱいありそうな感じがしますので、そのためにも、皆さん、元気でいてください。

4. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会はこの辺で終了といたしたいと思っております。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上